

宮津市定例記者会見

令和3年8月26日（木） 午後2時00分～
宮津市役所応接室

【内 容】

1. 令和3年第4回（9月）定例会
（決算認定16件 単行議案8件 予算議案5件）

9月定例市議会 会期：8月31日（火）～10月6日（水）

8月31日：提案理由説明等
9月8日：一般質問
9日：一般質問・議案質疑
10日：所管別常任委員会、予算決算委員会
13日～15日：予算決算委員会
24日：予算決算委員会
30日：補正予算採決
10月6日：決算等採決

- ①令和2年度決算の概要
- ②令和3年9月定例市議会 単行議案の概要
- ③令和3年度補正予算（案）

2. 市議会全員協議会
3. 新型コロナウイルスワクチン接種の状況
4. 売上減少の事業者へ独自支援金
5. 今後の行事予定
6. 市公共施設の利用制限（再）

次回予定 9/28（火） 14：00～ 応接室

令和 3 年 8 月 26 日

新型コロナウイルスワクチン接種の状況 ・ 1 回目接種率 78.5% ・ 集団接種は 9 月で終了

宮津市のワクチン接種率は 8 割近くになり、集団接種の予約枠にも余裕があることから、概ね希望する市民への接種を 9 月中に終わることが出来ると考えております。

については、集団接種は 9 月（1 回目 9/5 2 回目 9/26）で終了することとします。

接種状況 ※VRS（ワクチン接種記録システム 8 月 23 日時点）より

・ 1 回目接種人数 12,552 人（接種率 78.5%）

・ 2 回目接種人数 10,928 人（接種率 68.3%）

※接種率は宮津市の接種対象者約 16,000 人で算出

集団接種について

宮津市民体育館で実施している集団接種は次の日程で終了します。8 月 28 日、29 日の受付は締め切りましたが、9 月 4 日、5 日は予約可能です。予約は 8 月中にお願いします。

日程		時間
1 回目	2 回目	
8/28（土）	9/18（土）	14:00～16:00
8/29（日）	9/19（日）	9:00～11:00 14:00～16:00
9/4（土）	9/25（土）	14:00～16:00
9/5（日）	9/26（日）	9:00～11:00 14:00～16:00

■ 予約方法

- ・ 宮津市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンターへ電話予約
（電話 0772-45-1262 平日 9:00～17:00）
- ・ Web 予約 <https://miyazu-wakuchin.kca.or.jp/rms/>

その他

- ・ 10 月以降の接種機会については個別接種により確保することとしています。今後予約人数が減ることから、医師会等と予約方法や日程等調整について検討予定。
- ・ また、12 歳～15 歳の方は個別接種のみの対応で、8 月 18 日から予約受付を開始しています。

令和3年8月26日

新規

緊急事態宣言再発令で売上減少の事業者へ独自支援金を支給

～ 支援対象月に8・9月分を追加し、9月1日より新たに受付開始 ～

宮津市では、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急事態宣言の発令による影響を受け、令和3年4,5,6月の売上が減少した市内事業者に事業継続の一助となる支援金を支給しています。

このたび、京都府が8月20日～9月12日の期間、緊急事態宣言区域となったことから、支援対象月に8月、9月を追加し、9月1日(9月分は10月1日)より受付を開始します。

対象（主な支給要件）

以下のすべてに該当

- ・宮津市内に事業所を有する中小法人等または個人事業者
- ・令和2年12月31日以前から事業を実施しており、今後も事業継続の意思があること
- ・「京都府緊急事態措置協力金」の対象となっていない
- ・本年8月または9月いずれかの月の売上が、昨年または一昨年の同月と比較して30%以上減少していること
- ・売上減少の要因が緊急事態宣言の再発令に伴う影響であること
- ・市税を滞納していないこと
- ・今後、市が実施する経営状況に関するアンケート等へ協力する意思があること

支給金額等

- ・算定式：昨年または一昨年の対象月のいずれかの売上額 - 本年の対象月の売上額
※対象月：8月または9月いずれかの月で、売上が30%以上減少している月
- ・上限額：中小法人等：10万円/月、個人事業者：5万円/月

申請方法

- ・市HPまたは市窓口、宮津商工会議所等で配布する申請書に必要な書類を添えて、市商工観光課に郵送または窓口に直接提出
※受付期間：8月分は9月1日から11月1日、9月分は10月1日から12月1日
(4～6月分については9月1日が申請期限)

その他

- ・国の月次支援金（緊急事態宣言等の発令による影響を受け、売上が50%以上減少した事業者を支援。中小法人等20万円/月、個人事業者等10万円/月を上限。）との重複支給可能。

【担当者のコメント】

一時支援金（R3.1～3月売上減少事業者への支援）については、約260件、6,630万円の支援となる見込です。

今回の支援金により市内事業所の事業の継続をしっかりと支援します。

お問い合わせ先

産業経済部 / 商工観光課 / 商工係

TEL : 0772-45-1663

宮津市事業継続月次支援金【延長】

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急事態宣言の発令（令和3年8月）に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出自粛による影響を受け、令和3年8月または9月の売上が前年又は前々年同月比で30%以上減少した中小法人・個人事業者等の皆様に事業継続の一助としていただくための支援金を支給します。

※国の月次支援金との併給可能で、用途の限定はありません。支援金は法人・個人事業主単位に支給します。

支給金額	基準年の対象月の売上額 — 対象月の売上額 ※千円未満の端数が生じる場合は切捨て ※基準年：令和2年又は令和元年(平成31年)のうち、コロナの影響を受ける前の年 ※対象月：令和3年8月または9月のうち、基準年の同月と比較して売上が30%以上減少している任意の月
支給上限額	中小法人等10万円/月・個人5万円/月 ※8~9月全て要件を満たす場合：法人20万円・個人10万円

主な支給要件	以下の①~⑦の全てに該当するもの
①	宮津市内に事業所を有する中小法人等※又は個人事業者 ※中小法人等…資本金等10億円未満、又は資本金が定められていない場合は常時使用する従業員数が2,000人以下
②	令和2年12月31日以前から事業を実施しており、今後も事業を継続する意思があること
③	「京都府緊急事態措置協力金」等の対象となっていないこと
④	対象月(令和3年8月~9月の任意の月)の売上が、基準年(令和2年又は令和元年(平成31年))同月比において、30%以上減少していること
⑤	④の売上減少の要因が、緊急事態宣言の発令に伴う影響であること(「時短要請の対象となった飲食店と直接・間接の取引があること」又は「不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けていること」)
⑥	市税を滞納していないこと ※新型コロナウイルス感染症の影響による徴収猶予の特例制度に係るものは除く
⑦	今後、市が実施する経営状況に関するアンケート等へ協力する意思があること
※	その他細かな要件(不給付要件等)は、国の月次支援金に準じています。

申請方法等	郵送又は窓口へ直接提出(宛先裏面)
--------------	--------------------------

申請期限	8月分 令和3年9月1日(水)から 11月1日(月)まで (消印有効)
	9月分 令和3年10月1日(金)から 12月1日(水)まで (消印有効)

※申請に必要な書類等は裏面をご覧ください。申請書等は市ホームページ(QRコード参照)

の他、市窓口・宮津商工会議所に配架しています。

※相談等必要な場合は窓口での申請も受付けています。



提出書類等

※法人の場合は①②、個人の場合は①③の書類を提出してください。
また、④の書類は申請時に提出は不要ですが、保存が必要となります。
(必要に応じて提出を求められることがあります。)

①法人・個人共通提出書類

- 宮津市事業継続月次支援金交付申請書(両面・押印不要)
- 同意・宣誓書(代表者の方の署名又は押印が必要です)
- 振込口座の通帳の写し(表面と通帳を開いた1・2ページ目の両方)
※電子通帳など紙媒体の通帳がない場合は画面をコピーをしたもの
- 令和3年8月または9月のうち、支給を希望する月(対象月)の月別売上台帳(様式は問いません)
- 国の月次支援金の申請要件を満たしている(売上減少率50%以上)場合は、月次支援金の支給を受けていることを示す書類(決定通知の写し又は支給が確認できる通帳の写し)

②法人提出書類

- 履歴事項全部証明書(令和3年1月以降発行のもの)
- 確定申告書別表一の控え(1枚)、法人事業概況説明書(2枚)
※支給を希望する月(対象月)と同月の令和元年(平成31年)、令和2年を期間に含む全てのもの
※收受日付印のあるもの。e-Taxの場合受信通知

③個人提出書類

- 本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証等)
- 確定申告書第一表の控え(1枚)
青色申告の場合は、所得税青色申告決算書の控え(月間売上収入が分かるもの)
※支給を希望する月(対象月)と同月の令和元年(平成31年)、令和2年を期間に含む全てのもの
※收受日付印のあるもの。e-Taxの場合受信通知

④保存書類 ※国の月次支援金に準じた扱い

申請時に提出は不要ですが、申請者が給付要件を満たしていることを確認するために、保存書類の提出を求める等の調査を行うことがあります。そのため、求めに応じて速やかに提出できるよう、電子的方法等により7年間保存してください。

◆飲食店時短営業の影響関係

当該飲食店又はその間取引先との反復継続した取引を示す帳簿書類等

◆外出自粛等の影響関係

個人顧客との継続した取引を示す帳簿書類、商品・サービスの一覧表等

※個人白色申告等、月別の売上が分かるものがない場合、対象年の月の売上は「年間の事業収入÷12」で算出します。

※特例等については国の月次支援金に準じる扱いとします。このため、新規開業、季節性収入等の国に準じた特例要件を適用する場合は、別途資料の添付を求める場合がありますので、特例に該当すると思われる方は個別にご相談ください。

※確定申告の義務がない場合やその他相当の事由により提出できない場合は、市民税・府民税申告書の控え(收受印の押印されたもの)を提出してください。

◆継続申請の場合の提出書類等の簡略化について

市の一時支援金(R3.1~3売上30%以上減)や市の月次支援金(R3.4~6売上30%以上減)の支給を一度受けた後に申請をする場合、記載内容を一部簡略化した継続用の申請書を用いることができます。また、その場合、次の添付書類を省略できます。

- 個人の場合は本人確認書類、法人の場合は履歴事項全部証明書
- 振込口座の通帳の写し
- 確定申告書の写し
※ただし、法人の場合、決算月の関係で前回提出の確定申告書に今回申請分の売上が含まれない場合は添付必要
- 国の月次支援金の支給を受けていることを示す書類
※ただし、過去に国の一時支援金等を受けていることを示す書類を提出している場合に限る

申請書送付

相談・問合せ

宮津市商工観光課商工係(別館1階)

〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話:0772-45-1663

令和3年8月26日

今後の行事予定について

ワーク・ライフ・バランス講演会

と き 8月27日(金) 13:30~15:00

ところ オンライン (zoom利用)

内 容 「ワーク・ライフ・バランス推進の必要性について」

講師：福井 正樹氏 (合同会社WLBC 関西執行役員)

「先進企業の取組発表について」

講師：山崎 恵弘氏 (株式会社ヤマコー代表取締役)

問合せ 市民環境部 市民環境課 人権啓発係 (Tel.45-1615)

令和3年8月26日（再）

市公共施設の利用制限について (新型コロナウイルス感染症拡大防止)

新型コロナウイルス感染症の急速な拡大を受けて、次の施設を利用制限することとしましたのでお知らせいたします。

期間：8月27日～9月12日

■利用休止（既に利用計画があり、代替施設での開催が困難なイベント・事業は除く）

【貸館】・宮津市福祉・教育総合プラザのコミュニティルーム・クッキングルーム・浜町ギャラリー ・杉末会館 ・みやづ歴史の館、中央公民館、上宮津地区公民館、栗田地区公民館、由良地区公民館、吉津地区公民館、府中地区公民館、日置地区公民館、世屋地区公民館、養老地区公民館、日ヶ谷地区公民館

【子育て関連施設】・にっこりあ ・杉末児童館

【体育館・グラウンド】・市民体育館 ・上宮津地区社会教育活用施設、由良地区社会教育活用施設、養老地区社会教育活用施設、日ヶ谷地区社会教育活用施設

・宮津運動公園（市民グラウンド、市民テニスコート、市民球場） ・府中公園（テニスコート） ・西宮津公園（ゲートボール場） ・無料グラウンド等その他の施設

・市立幼稚園、小中学校の社会教育利用：体育館、遊戯室、グラウンド

※杉末会館、にっこりあ での電話相談は受け付けます。

※市民体育館での新型コロナワクチン接種は実施します。

■利用制限

【図書館】・宮津市立図書館 貸出返却のみ

お問い合わせ先

宮津市新型コロナウイルス感染症対策本部事務局
(総務部 / 消防防災課 / 消防防災係) TEL:0772-45-1605
(健康福祉部 / 健康・介護課 / 健康増進係) TEL:0772-45-1624